

長崎県の Facebook の利用に関する運用規程

平成24年2月

長崎県広報課

(目的)

- 1 Facebook が持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、県政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、「長崎県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(平成23年8月26日総務部長決裁。以下「ガイドライン」という。)に基づき、県職員が職務の一環として、各所属が開設した Facebook ページにおいて情報発信する際に適用する。

(情報発信)

- 3 情報発信しようとする所属は、所属長がソーシャルメディア推進員のうちから指名した Facebook ページの管理人を通して情報を発信する。発信を希望する所属は、それぞれの判断と責任により発信する。
- 4 ソーシャルメディア総括推進員及び Facebook ページの管理人は、Facebook ページの開設及び総括的な事務にあたる。
- 5 Facebook ページの名称は、原則、所属名称を登録するものとする。
- 6 登録するメールアドレスは、長崎県イントラネットで使用可能な、所属に付与された Twitter 専用のアドレスとする。

(意思決定)

- 7 発信する情報については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げる場合には、Facebook の特性や情報発信の即時性を考慮し、予め所属長が必要と認めた事項につき、ソーシャルメディア推進員の判断により直

接情報を発信できるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合
- (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(返信について)

- 8 Facebook ページを開設した所属は、当該 Facebook ページのプロフィールにおいて、当該 Facebook ページに寄せられるコメントやメッセージへの対応方針を明らかにするものとする。

(「いいね！」について)

- 9 原則として、県の Facebook ページからは他の利用者に対して「いいね！」ボタンを押さない。

(表記について)

- 10 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

(ホームページへの表示)

- 11 広報課は、各所属のソーシャルメディアでの情報発信の状況をまとめてホームページ上に記載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

- 12 広報課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

- 13 広報課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

- 14 Facebook ページでの情報発信にあたっては、法令並びにガイドライン、

Facebook ページのプロフィールに掲出する対応方針、及びこの運用規程を遵守すること。

(Facebook ページの閉鎖等)

- 15 法令及びガイドライン、Facebook ページのプロフィールに掲出する対応方針、この運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合、所属長は当該所属の Facebook ページを閉鎖する等の措置をとる。

(協議事項)

- 16 この規程に定めていないことについては、広報課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。